

(門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程)

門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程

門真市スポーツ協会表彰規程(昭和49年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、門真市スポーツ協会規約(昭和61年3月30日施行。以下「規約」という。)第4条第5号の規定に基づき、スポーツ功労者及び団体の顕彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰は、功労表彰及び功績表彰とする。

(功労表彰)

第3条 規約第8条第1号から第5号に掲げる役職に4年以上在職し、門真市スポーツ協会(以下「協会」という。)の発展に寄与した役員が、その役職を退任したときは、その功労に対し、感謝状(様式第1号)及び記念品を贈呈して顕彰する。

2 規約第5条に規定する加盟団体(以下「団体」という。)の構成員が、3月31日現在において、通算して10年以上にわたり当該団体の発展に寄与し、その功労が認められるときは、当該構成員に表彰状(様式第2号)及び記念品を贈呈して顕彰する。

3 前2項に定めるものの他、協会及び団体の発展に特に顕著な功労があったと認められる場合は、その者に対し、感謝状及び記念品を贈呈して顕彰する。

(功績表彰)

第4条 団体の構成員が、当該団体の事業として参加した競技会において、次の各号の一に該当する成績をおさめたときは、その功績をたたえ表彰状(様式第3号)及び記念品を贈呈する。

- (1) 全国規模による競技会における、上位16位以内の成績
- (2) 西日本地区又は近畿地区規模による競技会における、上位4位の以内の成績
- (3) 大阪府域大会による競技会における、上位2位以内の成績

2 門真市の住民が、日本国を代表してオリンピック又はパラリンピックに出場したときは、会長はその者を推挙し、理事会の同意を得て門真市スポーツ協会名誉会員(以下「名誉会員」という。)とし、名誉会員証(様式第5号)を贈りその榮譽を讃えるものとする。

3 名誉会員が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を傷つけ、市民の尊敬を失ったと認めるときは、会長は、理事会の同意を得て名誉会員であることを取り消すことができる。

(経歴の算定)

第5条 経歴は月をもって計算し、中断した場合であってもその前後の月数を通算する。

2 規約第3条第2項の功労表彰の推薦に当たって、推薦を受ける者が、功労を推薦しようとする主たる団体以外の団体に属し、当該団体における功労があると認められるときは、当該経歴を主たる団体の経歴に通算することができる。ただし、重複する期間は通算できないものとする。

(顕彰の時期)

第6条 顕彰は、毎年度会長が行う。

(推薦)

第7条 顕彰に値する功労又は功績があると認めるときは、協会にあっては、理事長が、又は団体にあっては、当該団体の会長が、スポーツ功労者等顕彰推薦書(様式第4号)に必要な事項を記入し、協会会長へ推薦するものとする。

(審査、決定)

第8条 顕彰者の選定は、常務理事会において必要な事項を審査し、決定する。

(門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程)

(顕彰の中止)

第9条 推薦内容が、第3条各項及び第4条各号の規定に該当すると認められるとき、または顕彰を決定した場合にあっても、当該推薦を受けた者が規約に反していると認められたときは、顕彰を行わず又は取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年7月25日から施行する。

(内規の廃止)

2 表彰規程取扱内規(昭和49年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年5月1日から施行する。

(門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程)

様式第4号(第7条関係)

スポーツ功労者等顕彰推薦書

令和 年 月 日

門真市スポーツ協会  
会長 岡本富男 殿

団体名  
代表者名

連盟  
印

門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程第7条の規定により下記の者を推薦します。

記

顕彰の種類	功労表彰 ・ 功績表彰	推薦順位	
功 労 ( 功 績 ) 調 書			
ふりがな 氏 名	*団体の場合、団体名及び代表者名	活動歴 年 月 ~ 年 月 通算 年間	
住 所	*団体の場合、代表者住所 ▲		
推薦すべき事項・経歴等 *門真市スポーツ協会スポーツ功労者等顕彰規程第3条各項及び第4条各号に留意し、具体的に記入すること。			

添付書類

- (1) 構成員名簿(功績表彰で団体を推薦する場合)
- (2) 参加大会の登録名簿の写し(功績表彰で推薦する場合)
- (3) その他会長が必要と認める書類